

広島文化学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人広島文化学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長、専務理事、常務理事をいい、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長を含む。）として給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 職員評議員とは、学園の職員として給与を支給している評議員をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤理事及び監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(役員の報酬額)

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

- 2 非常勤理事及び監事の報酬日額は、別表第2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤理事及び監事については、報酬及び交通費（実費）を支給することができる。
- 4 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 6 常勤理事の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から広島文化学園就業規則第26条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(手当の支給)

第5条 常勤理事には、通勤手当、扶養手当、住居手当、役職・職務手当、期末・勤勉手当等、本学園の職員に支給する手当と同種の手当を実態に応じて支給することができる。

- 2 前項の手当の額については、本学園の職員に支給する手当の定めを準用する。
- 3 第2条第1項第6号の定めにかかわらず、前2項により支給される手当は報酬等とする。

(評議員の報酬)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第7条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給することができる。

2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算出方法)

第8条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、在任期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(1) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100

(2) 5年以上9年未満の期間については、1年につき100分の125

(3) 9年以上13年未満の期間については、1年につき100分の150

(4) 13年以上の期間については、1年につき100分の175

4 前項の規定により計算した退任慰労金の額が、基準報酬額に50を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、役員があらかじめ届け出た銀行口座に振り込む方法により支給する。

2 自然災害等特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、銀行口座に振り込む方法以外の手段を用いて報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第10条 報酬等の支給日は、特別の事情がある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 常勤理事 毎月25日

(2) 非常勤の理事、監事及び評議員 用務日の属する月の翌月15日

2 前項に定める支給日が、法令その他の定めにより金融機関の休日に該当する場合は、直前の金融機関営業日を支給日とする。

(交通費及び費用)

第11条 非常勤理事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給することができる。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額の算定に当たっては、広島文化学園旅費規程を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(作成、備置き及び閲覧)

第12条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨及び確認した日付を記載した書類を作成し公表する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

3 学園は、何人からも請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第13条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として、学園のホームページで公表する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(その他)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「広島文化学園役員等報酬，費用弁償及び退職金規程」，「広島文化学園役員等報酬に関する規程」は廃止する。

2 この規程は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度の報酬から適用する。(私立学校法改正に伴う改正)

別表1 (第4条第1項関係)

常勤の役員報酬月額 (単位：円)

区分	理事長	副理事長	専務理事	理事(学長)	常務理事
0	664,000	608,000	552,000	496,000	440,000
1	720,000	664,000	608,000	552,000	496,000
2	776,000	720,000	664,000	608,000	552,000
3	834,000	776,000	720,000	664,000	608,000
4	912,000	834,000	776,000	720,000	664,000
5	984,000	912,000	834,000	776,000	720,000

別表第2 (第4条第2項関係)

非常勤理事及び監事の報酬額

非常勤理事	理事会等に出席	月額2万円
	その他法人の業務	月額3万円以下で都度定める額
監事	監査業務，理事会・評議員会に出席	月額2万円
	その他法人の業務	月額3万円以下で都度定める額

別表第3 (第6条関係)

評議員の報酬額

評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席	月額2万円
	その他法人の業務	月額3万円以下で都度定める額